



箱根町記者発表資料

新型コロナウイルス感染症に関する中小企業等支援について

●箱根町経営安定緊急融資の枠を拡大します

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、町では昨年3月から新型コロナウイルスによる影響を受けた事業所への町独自の融資制度を実施しています。

このたび、神奈川県のみん延防止等重点措置の範囲が箱根町を含めた県内市町に拡大したことや、その期間が観光客を多く迎える夏休み期間とおおむね重なることを踏まえ、本融資の枠を次のとおり拡大しますので、お知らせします。

【内 容】

令和3年度分の融資規模を当初の2.5億円から5億円上乘せし、7.5億円とします。

(参考) 融資制度の概要

【融資限度額】 500万円

【融資期間】 5年以内（据置6か月以内）

【融資利率】 年利1.4% [固定]

【信用保証料】

町が全額補助します（100円未満切捨）

【利子補給補助】

1回目から60回目（5年間）の支払利子を町が全額補助します（100円未満切捨）

【取扱金融機関】

さがみ信用金庫、横浜銀行、スルガ銀行

※予算は、7月19日に専決処分にて措置しております。

照会先

箱根町企画観光部観光課産業施設係 担当 金子

電 話 0460-85-7410

E-mail kankou@town.hakone.kanagawa.jp